

砂川市条例第11号
令和6年3月13日

砂川市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 飯澤明彦

(別 紙)

砂川市介護保険条例の一部を改正する条例

砂川市介護保険条例（平成12年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「30,000円」を「27,300円」に改め、同項第2号中「45,000円」を「41,100円」に改め、同項第3号中「45,000円」を「41,400円」に改め、同項に次の4号を加える。

- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 114,000円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 126,000円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 138,000円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 144,000円

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「18,000円」を「17,100円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「18,000円」を「17,100円」に、「30,000円」を「29,100円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「18,000円」を「17,100円」に、「42,000円」を「41,100円」に改める。

第6条第3項中「又は第8号ロ」を「、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第8号まで」を「第12号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。